

制定 平成 22 年 4 月 1 日規程第 14 号  
改正 平成 26 年 12 月 17 日規程第 8 号  
改正 平成 28 年 12 月 20 日規程第 23 号  
改正 平成 29 年 6 月 26 日規程第 11 号  
改正 平成 29 年 12 月 22 日規程第 19 号  
改正 令和 元 年 12 月 18 日規程第 25 号  
改正 令和 2 年 3 月 16 日規程第 1 号

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程

### (目的)

**第 1 条** この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 28 条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則（以下「会計年度任用職員就業規則」という。）第 1 条に定める職員等、地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程（以下「特別職非常勤職員規程」という。）第 1 条に定める職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、以下「地公法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号、以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき採用された者を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (退職手当の支給)

**第 2 条** この規程による退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合にその者（死亡による場合には、その遺族）に支給する。

**2** 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、会計年度任用職員就業規則、若しくは特別職非常勤職員規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第 5 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 6 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

**3** 前項の規定にかかわらず、地公法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定に

より採用された者には退職手当を支給しない。

- 4 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。
- 5 次条及び第 13 条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 16 条の規定による退職手当は、第 1 項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

#### （一般の退職手当）

**第 3 条** 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 8 条まで及び第 11 条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 12 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

#### （自己都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

**第 4 条** 次条又は第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- 三 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 四 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- 五 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- 六 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60

- 二 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- 三 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

**( 1 1 年以上 2 5 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額 )**

**第 5 条** 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第 8 条の規定により退職した者（地公法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規程により期限の到来により退職した者を含む）若しくはこれに準ずる他の規程の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）又は 25 年未満の期間勤続し、勤務地の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- 二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- 三 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

**(整理退職等の場合の退職手当の基本額)**

**第 6 条** 組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者（就業規則第 8 条の規定により退職した者（地公法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規程により期限の到来により退職した者を含む）若しくはこれに準ずる他の規程の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務地の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- 二 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- 三 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- 四 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

**（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）**

**第7条** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規定が制定された場合において、当該規定による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、次のイに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

**2** 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第14条第5項に規定する職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第15条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第14条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

**（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例）**

**第8条** 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、所定の任期を終えて退職した者及び勤務地の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後における最初の3月31日におけるその年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規程   | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                                                                                        |
|-----------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条第1項    | 退職日給料月額     | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額        |
| 第7条第1項第1号 | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第7条第1項第2号 | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、      |

|            |         |                                                                                                                           |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7条第1項第2号ロ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**（業務又は通勤によることの認定基準）**

**第9条** 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

**（勸奨の要件）**

**第10条** 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、次の各号で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

- 一 本条に定める勸奨（以下「退職勸奨」という。）の記録は、退職勸奨の記録により、理事長又はその委任を受けた者が作成する。
- 二 退職勸奨の記録には、職員が提出した退職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 三 退職勸奨の記録は、理事長又はその委任を受けた者が、当該職員の退職の日から5年間保管しなければならない。

**（退職手当の基本額の最高限度額）**

**第11条** 第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

- 2 第7条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
  - 一 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
  - 二 60未満 特定減額前給料月額に第7条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

- 3 第8条に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規程    | 読み替えられる字句  | 読み替える字句                                                                                     |
|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11条第1項    | 第4条から第6条まで | 第8条の規定により読み替えて適用する第6条                                                                       |
|            | 退職日給料月額    | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額     |
|            | これらの       | 第8条の規定により読み替えて適用する第6条の                                                                      |
| 第11条第2項    | 第7条第1項の    | 第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項の                                                                   |
|            | 同項第2号ロ     | 第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ                                                                    |
|            | 同項の        | 同条の規定により読み替えて適用する同項の                                                                        |
| 第11条第2項第1号 | 特定減額前給料月額  | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|            | 第7条第1項第2号ロ | 第8条の規定により読み替えて適用する第7条第1項第2号ロ                                                                |

|  |           |                                                                                            |
|--|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 及び退職日給料月額 | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|  | 当該割合      | 当該第8条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合                                                              |

(退職手当の調整額)

**第12条** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地公法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条第1項の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 65,000円
- 二 第2号区分 59,550円
- 三 第3号区分 54,150円
- 四 第4号区分 43,350円
- 五 第5号区分 32,500円
- 六 第6号区分 27,100円
- 七 第7号区分 21,700円
- 八 第8号区分 0

**2** 前項に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年山梨県条例第60号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第三号に規定する現

実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

二 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第7条第2項第二号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員)

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ(技能労務職員にあつては、ロ)の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分

のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

- 5 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本規程の規定による退職手当の調整額の計算は、次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 第4項（第3項の規定により同項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
  - 二 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

#### （一般の退職手当の額に係る特例）

**第13条** 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
  - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
  - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
  - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人山梨県立病院職員給与規程の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、給料が日額で定められている者の場合、当該日額の21倍に相当する額とする。

#### （勤続期間の計算）

**第14条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在

職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年山梨県条例第 3 号。）第 7 条第 5 項の規定の例により、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 4 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。
- 8 前項の規定は、前条又は第 17 条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 9 第 17 条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に 1 月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

#### （退職手当の支給制限）

- 第 15 条** 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
- 一 地公法第 29 条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
  - 二 地公法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
  - 三 地公法第 37 条第 2 項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者
- 2 一般の退職手当のうち、第 12 条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
- 一 第 4 条第 1 項及び第 7 条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第 4 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
  - 二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として地公法第 29 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けたもの
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

**（予告を受けない退職者の退職手当）**

**第 16 条** 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

**（失業者の退職手当）**

**第 17 条** 勤続期間 12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「雇用保険法」という。）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして第 20 条で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6 月以上）で退職した職員（第 5 項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者とみなして同法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他第 21 条で定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が、第 22 条で定めるところにより理事長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第 2 号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

二 その者を雇用保険法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第 16 条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

- 2 この条において基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令、条例若しくはこれに基づく人事委員会規則又は就業規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。
- 一 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間
  - 二 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理事長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、理事長が定めるところにより、理事長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」と読み替えてそれぞれの規定を適用する。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に

掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 8 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第 39 条第 2 項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 41 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の

条件に従い、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給する。

10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。

一 その者が理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として第 25 条の 2 第 1 項で定める者のいずれかに該当し、かつ、理事長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として第 25 条の 2 第 2 項で定める者に該当し、かつ、理事長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

三 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

四 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

四 職業に就いた者 雇用保険法第 56 条の 2 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

- 五 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は理事長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
- 六 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 一 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
  - 二 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。
- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船員保険法」という。）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

**第18条** 前条第1項に規定する基本手当の日額は、次項から第5項までの規定により算定した賃金日額を雇用保険法第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

2 賃金日額は、退職の月前における最後の6月（月の末日に退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。）に支払われた給与（臨時に支払われる給与及び3箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下同じ。）の総額を180で除して得た額とする。

3 給与が労働した日によって算定されている場合において、前項の規定による額が退職の月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもつて賃金日額とする。

4 前二項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与の合計額とする。

5 退職の月前6月に給与の全部又は一部が支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一 退職の月前6月において給与の全部が支払われなかった場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額の合計額

二 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の全部が支払われなかった場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額

三 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の一部が支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額がその月に実際に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前6月のうち当該月以外の月に支払われた給与の額との合計額

6 第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第一号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第二号に掲げる額を超えるときはその額をそれぞれ賃金日額とする。

**第19条** 第17条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「職業安定所」という。）において求職の申込みをし、求職手続完了証明書に職業安定所の長の証明を受け、当該証明書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による求職手続完了証明書の提出を受けたときは、失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）に所定の事項を記載のうえ、当該受給資格者に交付しなければならない。

- 3 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、第 17 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあっては待期日数（同項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）を経過した日以後の理事長の指定する日ごとに、同条第 3 項の規定による退職手当に係る場合にあっては第 1 項に規定する求職の申込みをした日以後の理事長の指定する日ごとに失業者退職手当請求書（以下この条において「請求書」という。）に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。
- 4 前項の請求書には、職業安定所の長の失業の証明を受けなければならない。
- 5 理事長は、第 3 項の規定による請求書が提出された場合、その内容を審査し、要件を満たすと認めたときは、当該請求書を受理した日から 15 日以内に基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。

**第 20 条** 第 17 条第 1 項に規定する特定受給資格者に相当する者は、次のとおりとする。

- 一 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- 二 勤務地の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- 三 地公法第 28 条第 1 項第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- 四 公務上の傷病により退職した者
- 五 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

**第 21 条** 第 17 条第 1 項に規定する理由は、次のとおりとする。

- 一 疾病又は負傷（第 17 条第 11 項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ないと認めるもの

**第 22 条** 第 17 条第 1 項の規定による申出は、受給期間延長申請書に受給資格証を添えて理事長に提出することによって行わなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 前項に規定する申出は、第 17 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項に規定する申出をした者が第 17 条第 1 項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を理事長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、理事長は、提出を受けた書類に必要な

事項を記載し、返付しなければならない。

一 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

二 第 17 条第 1 項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

5 第 1 項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

**第 23 条** 基本手当に相当する退職手当は、受給資格者が第 19 条第 1 項の規定による申込みをした日から起算して、待期日数に等しい失業の期間（当該受給資格者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合にあっては、当該期間に 1 月以上 3 月以内の間で理事長の定める期間（公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間を除く。）を加えた期間）を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

一 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

二 船員保険法の規定による失業保険金

三 基本手当に相当する退職手当

四 第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当

五 第 17 条第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第 20 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第 33 条の 10 第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（第 17 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（第 17 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（第 17 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

**第 24 条** 受給資格者は、理事長の指示により雇用保険法第 15 条第 3 項に規定する公共職

業訓練等を受けることとなったときは、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に受給資格証を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

- 2 受給資格者は、前項の届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

**第25条** 受給資格者は、次の各号に掲げる第17条の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に掲げる証明書又は申請書に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

- 一 第10項第一号又は第11項第一号若しくは第二号の規定 公共職業訓練等受講証明書
- 二 第11項第三号の規定 傷病手当に相当する退職手当支給申請書
- 三 第11項第四号の規定
  - イ 雇用保険法第56条の2第1項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給申請書
  - ロ 雇用保険法第56条の2第1項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書
  - ハ 雇用保険法第56条の2第1項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
- 四 第11項第五号の規定 移転費に相当する退職手当支給申請書
- 五 第11項第六号の規定 広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

**第25条の2** 第17条第10項第2号イに規定する雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機

構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、地方独立行政法人山梨県立病院機構の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 第17条第10項第2号ロに規定する雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者は、前項第2号に定める者とする。

**第26条** 理事長は、失業者退職手当支給台帳を備え、これに所要の事項を記載しなければならない。

#### (遺族の範囲及び順位)

**第27条** 第2条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

#### (遺族からの排除)

**第28条** 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

#### (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

**第29条** 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め

られているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項及び次条第 5 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第 17 条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

#### （退職手当の支給の一時差止め）

**第 30 条** 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を退職手当支給一時差止処分書によって当該一時差止を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、次の各号に掲げる事項を記載した説明書（以下「処分説明書」を交付しなければならない。
  - 一 本条に規定する一時差止処分の処分者
  - 二 一時差止処分を受けるべき者(以下「被処分者」という。)の氏名
  - 三 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間(第 14 条に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)
  - 四 被処分者の退職の日における勤務地、職名及び給料月額
  - 五 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
  - 六 一時差止処分の発令年月日
- 4 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処

分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 一時差止処分を受けた者に対する第17条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### (退職手当の返納)

- 第31条** 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第17条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）はこの限りでない。
- 一 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額
- 2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第1項の規定による一般の退職手当等の額の返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

**第 3 2 条** 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(準用)

**第 3 3 条** この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

**第 1 条** この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

**第 2 条** 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 1 項及び地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継に関する条例（平成 21 年山梨県条例第 54 号）に基づき、平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員となった者の第 2 条に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年山梨県条例第 3 号）第 1 条に規定する職員としての引き続いた在職期間を職員としての在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を法人の職員としての在職期間とみなす。

**第 3 条** 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 17 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として第 25 条の 2 第 2 項で定める者に該当し、かつ、理事長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは  
「ロ 雇用保険法  
ハ 特定退職者  
第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同  
であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、理事長が同  
法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として第 25 条の 2 第 2 項で定める  
法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業

者に該当し、かつ、理事長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適げる者を除く。）

当であると認めたもの  
とする。  
」

**第 4 条** 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 4 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 13 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 4 条」とする。

**第 5 条** 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 4 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 7 条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

**第 6 条** 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 6 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 条の規定の例により計算して得られる額とする。

#### 附 則（規程第 8 号）

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（規程第 23 号）

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則（規程第 11 号）

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 11 項第 5 号の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則（規程第 19 号）

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則（規程第 25 号）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行する。

**第 2 条** 改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構退職手当規程（以下、「改正後の規程」という。）第 22 条 2 項の規定は、改正後の規程第 19 条第 1 項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日が令和元年 12 月 19 日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日が令和元年 12 月 19 日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

**附 則（規程第 1 号）**

（施行期日）

**第 1 条** この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。